

## 災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定書

(目的)

第1条 岡山県(以下「甲」という。)と株式会社オートバックスセブン(以下「乙」という。)は、地震等の発生時(以下「災害時」という。)に交通が途絶したことにより、帰宅することが困難な者のうち、徒歩で帰宅する者(以下「徒歩帰宅者」という。)を支援するために必要となる災害時帰宅支援ステーション(以下「支援ステーション」という。)の設置等について、必要な事項を定めるものとする。

(支援ステーションの設置)

第2条 甲は、乙に対し、災害時に支援ステーションの設置を依頼することができるものとする。

2 乙は、フランチャイズチェーン本部として、乙の直営店又は乙とフランチャイズ契約を締結している店舗のうち、前項の支援ステーションの設置に賛同し、次条第1項各号の全部又は一部について支援可能な店舗(以下「店舗」という。)に対し、最大限の努力をもって支援ステーションの設置を求めるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、甲は、乙のフランチャイズチェーン契約の制限から、店舗にこの協定の履行を強制することが困難であることを承諾するものとする。

4 乙は、支援ステーションを設置することができない店舗があった場合、甲にその情報を提供するものとする。

(支援の内容)

第3条 甲は、乙に対し、支援ステーションとして、次に掲げる協力を要請することができるものとする。

(1) 乙の店舗において、徒歩帰宅者に対し、水道水、トイレ等を提供すること。

(2) 乙の店舗において、徒歩帰宅者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報等を提供すること。

2 甲及び乙は、前項に定めのない事項について、可能な範囲で相互に協力を求めることができるものとする。

(支援の実施)

第4条 乙は、前条の規定により甲から支援の要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲で徒歩帰宅者に対する支援を実施するものとする。ただし、通信の途絶等の事由により、甲が乙に要請することができないときは、乙は、甲の要請を待たずに、状況に応じ、可能な範囲で自主的に支援を実施することができるものとする。

(災害時帰宅支援ステーション・ステッカーの掲出)

第5条 乙の店舗は、住民に対する支援ステーションとしての取組の周知と防災に対する意識啓発のため、甲が提供する「災害時帰宅支援ステーション・ステッカー」を店舗前面の利用者の見やすい位置に掲出するものとする。

2 甲は、乙の店舗に掲出中の前項のステッカーの劣化等の状況に応じて、毎年2月1日までに、前項のステッカーの次年度の更新枚数を乙に確認し、必要数を提供するものとする。

(経費の負担)

第6条 第3条第1項各号に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した乙

又は乙の店舗が負担するものとする。

2 前条のステッカーに係る一切の経費は、甲が負担するものとする。

(情報の交換)

第7条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1ヶ月前までに甲乙いずれからも特段の意思表示がない場合は、さらに1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 5年 3月 15日

甲 岡山県岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県

岡山県知事

伊原木 隆 太



乙 東京都江東区豊洲五丁目6番52号

株式会社オートバックスセブン

代表取締役

堀井 勇 吾

